

令和6年2月27日 開会 会期日数 1日間  
令和6年2月27日 閉会 開議日数 1日間

## 令和6年第1回後志広域連合議会定例会会議録

後志広域連合議会

令和6年第1回後志広域連合議会定例会

- 招集年月日 令和6年2月8日
- 招集の場所 ホテル第一会館 3階会議室
- 開 会 令和6年2月27日（火曜日） 14時46分 議長宣告
- 議事日程
  - 1 議席の指定
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 会期の決定
  - 4 議会運営委員の選任
  - 5 諸般の報告
  - 6 行政報告
  - 7 令和6年度後志広域連合行政執行方針
  - 8 議案第1号 後志広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
  - 9 議案第2号 後志広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
  - 10 議案第3号 後志広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について
  - 11 議案第4号 令和5年度後志広域連合一般会計補正予算（第2号）
  - 12 議案第5号 令和5年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
  - 13 議案第6号 令和5年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
  - 14 議案第7号 令和6年度後志広域連合一般会計予算
  - 15 議案第8号 令和6年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計予算
  - 16 議案第9号 令和6年度後志広域連合介護保険事業特別会計予算

○ 出席議員（16名）

議長	16番	岩井英明（赤井川村）	1番	堀清（古平町）
	2番	岩本幹兒（積丹町）	3番	堤富佐代（留寿都村）
	4番	青羽雄士（ニセコ町）	5番	嶋田茂（仁木町）
	6番	中村厚子（京極町）	7番	小川泰樹（喜茂別町）
	8番	熊谷雅幸（蘭越町）	9番	古谷眞司（倶知安町）
	10番	稲葉寛久（神恵内村）	11番	陰能裕一（真狩村）
	12番	浅井文博（共和町）	13番	三浦弘文（泊村）
	14番	菅一（黒松内町）	15番	中田仁史（島牧村）

○ 地方自治法第121条の規定により出席を求めた者

広域連合長	片山健也
代表監査委員	佐藤嘉己

○ 出席説明員

副広域連合長	北川淳一
事務局長兼総務課長	山口丈夫
会計管理者	瀬戸雅哉
国民健康保険課長	埜口浩司
介護保険課長	秋山秀敏
総務課総務係長	波能研人
税務課滞納徴収係長	小熊一也
国民健康保険課国保係長	庄司良佑
国民健康保険課保険給付係長	菅野まみ
介護保険課介護保険係長	佐々木貴裕

介護保険課事業推進係長	松	尾	真由美
介護保険課保険管理係長	黒	滝	傑
介護保険課介護給付係長	野	口	智 義

○ 出席事務局職員

事務局 長	山	口	丈 夫
書 記	波	能	研 人

○ 会議録署名議員

7番 小川 泰樹 (喜茂別町)	8番 熊谷 雅幸 (蘭越町)
-----------------	----------------

◎開会、開議の宣言

○ 議長（岩井英明）

それでは、日程に入る前に、任期満了による改選に伴い、議員の交代がありました。ここで、新しく後志広域連合議会議員に選出されました議員の紹介をさせていただきます。共和町議会の浅井議員さんです。

○ 議員（浅井文博）

浅井と申します。よろしくお願いいたします。。

○ 議長（岩井英明）

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。  
また、前回、第2回定例会で欠席されておられました黒松内町議会の菅議員を紹介させていただきます。

○ 議員（菅一）

菅でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（岩井英明）

ただいまの出席議員数は16名であります。  
定足数に達しておりますので、令和6年第1回後志広域連合議会定例会を開会します。  
ただちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎日程第1 議席の指定

○ 議長（岩井英明）

日程第1「議席の指定」を行います。  
浅井議員の議席は、ただいまお座りの議席といたします。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○ 議長（岩井英明）

次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、「7番 小川議員」「8番 熊谷議員」を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○ 議長（岩井英明）

日程第3「会期の決定」を議題といたします。  
会期の決定につきましては、本日、議会運営委員会が開催され、その結果「本日1日限り」との報告がありました。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。  
これに、ご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（岩井英明）

異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

◎日程第4 議会運営委員の選任

○ 議長（岩井英明）

日程第4「議会運営委員の選任」を行います。  
議会運営委員5名のうち、1名の欠員が生じているため、選任するものでございます。  
ここで協議のため、暫時休憩をいたします。

○ 議長（岩井英明）

それでは、会議を再開いたします。  
お諮りいたします。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第4条の規定によりまして、神恵内 稲葉議員を指名いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（岩井英明）

異議なしと認めます。  
したがって、議会運営委員は、ただいま指名いたしましたとおりの選任することに決定いたしました。

◎日程第5 諸般の報告

○ 議長（岩井英明）

日程第5「諸般の報告」をいたします。

本定例会に提出されました議案につきましては、すでに配布している議案綴りのとおりであります。

次に、監査委員から11月から1月までの例月出納検査の結果、正当である旨の報告がありましたので、お知らせします。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員は、お手元に配布してあります一覧表のとおりであります。

以上で「諸般の報告」を終わります。

◎日程第6 行政報告

○ 議長（岩井英明）

日程第6「行政報告」を行います。

片山連合長。

○ 広域連合長（片山健也）

それでは、令和6年第1回後志広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には大変ご多用の中ご出席をいただきまして、本会議がこうして開催できますことをまずもって御礼を申し上げます。

それでは、令和6年第1回後志広域連合議会にあたって、行政報告をさせていただきます。表紙をおめくりいただきまして、内容について説明をさせていただきます。

道2号繰入金の継続に向けた要望について、ご報告をさせていただきます。

このことにつきましては、昨年11月に開催されました令和5年第2回定例会でご報告しておりましたが、その後の取組の経過と道からの回答結果について、申し上げます。

10月26日の3広域連合長による北海道への要望以降、事務レベルでの協議を重ね、12月7日に、北海道から支援策の内容が示されました。

経過については、11月2日に北海道との協議を行い、道から支援策（案）が示されたところでございます。

内容は、令和6年度から3年間に限り、段階的に縮小し交付するというものでございまして、後志広域連合における3年間の交付予定額は、2,550万円としたいということでございました。

ちなみにこの時は、空知広域連合が1,800万円、大雪広域連合が1,950万円、後志広域連合が2,550万円というような道の案でございました。

同月28日、北海道との2回目の協議を行いまして、道の支援策(案)を踏まえ、3広域連合での協議を経て、北海道から提示されました額の更なる増額を要望したところであります。

この結果12月7日に、北海道から支援策最終案ということで示されました。

回答は、道2号繰入金(経営努力分)の廃止を前提として、令和6年度から3年間、激変緩和のための経過措置を講ずるというものでございました。当広域連合においては、道の当初案と比較して、1,080万円増の総額3,630万円という提示でございました。

このことの全体では、空知広域連合が2,550万円、大雪広域連合が2,770万円、後志広域連合が3,630万円という案でございます。

このたびの道の支援策については、3広域連合による一体となった要請に対する、道からの配慮というふうに捉えております。有期の交付ではありますが、当初ゼロというところから見れば、大きな進展ではないかということで、広域連合の国保財政基盤の安定に今後有効に活用してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

以上、道2号繰入金の継続に向けた要望について、ご報告申し上げます。

○ 議長(岩井英明)

以上で、「行政報告」を終わります。

◎日程第7 行政執行方針

○ 議長(岩井英明)

日程第7「令和6年度後志広域連合行政執行方針」を行います。

片山連合長。

○ 広域連合長(片山健也)

それでは、令和6年第1回後志広域連合議会定例会において、令和6年度の各会計予算案並びに諸議案のご審議をいただくに当たり、広域連合行政の執行に対する所信を申し上げ、広域連合議会議員の皆様をはじめ、関係町村の皆様の一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

初めに、令和5年度の広域行政の執行につきましては、後志広域連合議会並びに関係町村のご理解とご協力を賜り、各事務・事業が円滑に推進できましたことを、心から厚く感謝申し上げます。

後志広域連合は、これまで後志広域連合広域計画に基づき、関係町村が互いに連携し、効率的で効果的な行政体制を構築し、事務・事業の共同執行、共同処理により、地域の一体的・総合的な発展に努めてまいりました。

現在、コロナ禍を経て社会経済活動の回復が進む中にありますが、少子高齢化の進展や物価の高騰などが住民生活や地域経済に様々な影響を及ぼしており、地域の持続的発展のための創意工夫が一層求められております。

このような中であって、令和6年度の予算編成に当たっては、住民福祉のさらなる増進を念頭に、関係町村の一層の厳しさが増す財政事情に配慮しながら、最大の効果を最小の経費で挙げるべく、所要の予算を取りまとめたところでございます。

令和6年度における税の滞納整理業務につきましては、関係町村との連携を密にし、滞納事案の随時受付も行いながら、原則として滞納処分を前提とした厳正かつ効果的な滞納整理を行うことにより、税負担の公平性を図るとともに、税収の確保に努めてまいります。

また、引受案件につきましては、的確な情報収集と実態把握に努め、差押財産については、適宜、インターネット公売を活用するなど、早期の換価処分により滞納額の圧縮を図ってまいります。

さらに、滞納整理に係る職員研修を開催し、各町村における徴収技術の向上を図るとともに、困難事案についても連携を図るなど、広域連合の成果を最大限発揮できるよう努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、平成30年4月から、都道府県が財政運営の責任主体を担うということになり、安定的な財政運営を図るとともに、本道においては、令和12年度を目途に保険料負担の統一を目指すこととしております。

当広域連合においては、関係町村、北海道及び関係機関との適切な役割分担と連携を図り、医療に要する費用の適正化、円滑で効率的な保険給付等の推進を通じて、被保険者の保健医療面における安心・安全に寄与してまいります。

また、国民健康保険においては、被保険者の年齢構成が高いことや、生活習慣病等の進行により一人当たりの医療費水準が高い傾向にあるため、関係町村と連携を密にしながら、特定健診の受診率向上につながる事業や、重症化予防のための生活習慣病の早期発見などの効果的な保健事業の展開に取り組み、被保険者の一層の健康の保持と増進に努めてまいります。

介護保険事業につきましては、本年度から令和8年度までの第9期後志広域連合介護保険事業計画が始まります。

計画の基本理念である、地域の実情に応じて高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築に向け、関係町村との連携や支援を進めるとともに、引き続き、包括的支援事業アドバイザー業務を導入し、諸課題の解決や「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取組を行ってまいります。

広域連合管内の高齢者人口はピークを越えた一方で、一件当たりの給付費は増加傾向にあります。

このため、財政運営の安定化の観点から保険料の見直しを検討しましたが、昨今の物価上昇による生活実態等に鑑み、基金の活用により、保険料は現行水準を維持することとしております。また、引き続き、介護給付の適正化に取り組み、関係町村、各関係機関と連携を図りながら、安定的な保険運営を行ってまいります。

次に、令和6年度の一般会計、国民健康保険事業特別会計及び介護保険事業特別会計の各会計予算案について、申し上げます。

一般会計予算の歳入歳出総額は、2億351万1,000円で、前年度比較では、26万7,000円の増額であります。

また、関係町村の負担金は、1億1,129万6,000円で、前年度比較では、502万4,000円の減額となっております。

国民健康保険事業特別会計予算の歳入歳出総額は、70億4,297万1,000円で、前年度比較では、8,300万3,000円の増額となっております。

また、関係町村の分賦金は、21億637万2,000円で、前年度比較では、5,421万円の減額となっております。

介護保険事業特別会計予算の歳入歳出総額は、62億2,687万1,000円で、前年度比較では、3億3,295万8,000円の減額となっております。

また、関係町村の負担金は、9億5,612万2,000円で、前年度比較では、4,039万9,000円の減額となっております。

各会計の合計予算額は、134億7,335万3,000円で、前年度比較では、2億4,968万8,000円の減額となり、関係町村の合計負担金は、31億7,379万円で、前年度比較では、9,963万3,000円の減額となりました。

なお、派遣職員の人件費に係る派遣元町村への負担金は、一般会計が4,332万4,000円、国民健康保険事業特別会計が3,943万9,000円、介護保険事業特別会計が6,361万6,000円、合計1億4,637万9,000円で、前年度比較で、4万6,000円の減額となります。

広域連合の事務組織は派遣職員により構成されておりますが、今後も業務運営の安定を維持していくため、正規職員を一定程度確保するための採用を適宜実施してまいります。

今日、地方自治体は、人口減少対策、地域経済の活性化、持続可能な財政運営など、多くの課題を抱えておりますが、後志広域連合に託された役割をしっかりと果たすため、議員の皆様からいただきます多くのご指導とご助言をもとに、関係町村と緊密な連携を図りながら、事務・事業の共同執行と権限移譲の受け皿となる後志広域連合の発展に、職員と共に全力を尽くして取り組む所存であります。

以上で、令和6年度の後志広域連合行政を執行するに当たり、その方針と主な取組について、所信を申し上げます。

議会議員の皆様、関係町村の皆様、関係機関各位の、より一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、令和6年度の執行方針とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○ 議長（岩井英明）

これで、「令和6年度後志広域連合行政執行方針」を終わります。

◎日程第8 議案第1号

○ 議長（岩井英明）

日程第8「議案第1号 後志広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○ 事務局長（山口丈夫）

議長。

○ 議長（岩井英明）

山口事務局長。

○ 事務局長（山口丈夫）

議案第1号「後志広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

後志広域連合職員の給与に関する条例の一部を別紙のように改正する。令和6年2月27日提出。後志広域連合長 片山健也。

改正文の朗読は省略させていただき、議案1ページの下段の説明をご覧ください。

本広域連合は、関係町村より派遣された職員及び会計年度任用職員で構成されておりますが、今後、プロパー職員を採用していくために給与条例の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

議案の6ページをご覧ください。すみません、失礼しました。議案5ページの次に付けております、新旧対照表の1ページになります。失礼いたしました。

まず、第2条の給料表の規定でございます。これまでは派遣職員のみでしたので、職員に適用される給料表は派遣元の給料表による旨の規定でしたが、これに加えてプロパー職員に適用する給料表を別表として規定しております。これは倶知安町に準じたものになります。

次に、第3条の手当の支給でございますが、第1項につきましてはこのままプロパー職員にも適用が可能というふうに考えております。

第2項におきまして、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等以外の手当について、「派遣職員にあつては、」と加えることでプロパー職員との区別をしております。

最後に第5条ですが、現行においても前4条のほか、職員の給与に関する準用規定がございますが、引用する倶知安町条例の名称が変わっておりますので、この点修正いたします。

なお、条例の施行日は令和6年4月1日といたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。



○ 議長（岩井英明）

これより、「議案第1号 後志広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

○ 議長（岩井英明）

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第2号

○ 議長（岩井英明）

日程第9「議案第2号 後志広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○ 事務局長（山口丈夫）

議長。

○ 議長（岩井英明）

山口事務局長。

○ 事務局長（山口丈夫）

議案第2号「後志広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」

後志広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のように改正する。令和6年2月27日提出。後志広域連合長 片山健也。

こちららも改正文の朗読は省略させていただき、5ページ下段の説明をご覧ください。

本条例は、倶知安町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を例として作成していることから、準用する規定を倶知安町職員給与条例から倶知安町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に改めます。

併せて、倶知安町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において、勤勉手当に関する規程を追加する予定であることから、本条例においてもそれを準用する規定を置きます。

また、給料表の改定は、本条例が現在準用している倶知安町職員給与条例において改定がされたことから行うものであります。

次に、新旧対照表によりご説明させていただきたいと思っております。

資料の後ろに付けております、新旧対照表の1ページをご覧ください。

第3条におきまして、給与の定義に勤勉手当を追加しております。

第6条におきましては、フルタイム会計年度任用職員の給料の支給について準用する規定を倶知安町給与条例から倶知安町会計年度任用職員給与等条例に変更しております。

めくっていただきまして次の2ページからになりますが、これ以降、フルタイム会計年度任用職員について、第8条は時間外勤務手当、第9条は休日勤務手当、3ページ、第10条は給料の端数処理、第11条は期末手当について、それぞれ同様の改正となっております。

次の第11条の2については、新たに勤勉手当の規定をし、第12条は勤務1時間当たりの給与額について、次の4ページの第18条につきましては、パートタイム会計年度任用職員の期末手当について、それぞれ準用する規定を倶知安町給与条例より倶知安町会計年度任用職員給与等条例に変更しております。

第18条の2はパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に関する規定を新設、第24条は

給与からの控除について、準用する規定を倶知安町給与条例から会計年度任用職員給与等条例へ変更しております。

別表第1の給料表の改正につきましては10ページ以降のとおりとなっております。

なお、条例の施行日は令和6年4月1日といたしますが、別表第1の改正につきましては、令和5年4月1日より適用いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ **議長（岩井英明）**

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

○ **議長（岩井英明）**

他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

○ **議長（岩井英明）**

これより、「議案第2号 後志広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

○ **議長（岩井英明）**

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 認定第3号

○ **議長（岩井英明）**

日程第10「議案第3号 後志広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○ **介護保険課長（秋山秀敏）**

議長。

○ **議長（岩井英明）**

秋山介護保険課長。

○ **介護保険課長（秋山秀敏）**

議案第3号の介護保険条例の一部改正をご提案するにあたり、介護保険料変更の基礎となりますので、前段で第9期後志広域連合介護保険事業計画についてご説明いたします。

第9期計画につきましては、策定委員会がパブリックコメント、運営協議会等を経まして、2月5日の幹事会、7日の連合会議で説明し、了承を得て正案となったものでございます。

それでは、時間の都合上、計画の根本となります部分を中心に、ご説明をしたいと思いますので、資料2の計画書をご覧ください。

それでは、お手元の計画書の表紙をめくり、目次をご覧くださいまして、第9期計画につき

ましては、「第1章 後志広域連合の概要」から「第7章 計画の進行管理体制」までの7章により、構成としております。

次に、計画書の7ページをお開き下さい。

「第2章 計画策定の基本方針」では、本計画策定の趣旨、目的、計画策定の法令根拠、策定体制、さらに計画の策定方針について記載しており、計画の期間につきましては、令和6年度から令和8年度までの3カ年としております。

若干ページは飛びますが、23ページをお開きいただき、第3章の第3節では、今後の要介護認定者数の推移を記載しております。

広域連合全体の要支援・要介護認定率は、第9期の期間中で20%程度で推移する見込みであり、要支援・要介護認定者数につきましては、率で4.7%、人数では約170人程度減少する見込みとしております。

次に、またページが飛びますが、60ページの方をお開き下さい。

第4章第2節の介護給付費の推計ですが、これは国の介護保険事業計画支援システムを活用し、標準給付費見込額の積み上げを行っております。

第9期の介護給付費の見込みにつきましては、8期との比較で3.7%程度減少する見込みである一方で、1件あたりの給付費は3.8%増加する見込みとなっております。

次に、61ページから63ページにかけてとなりますが、第4章第3節の保険料の試算であります。介護保険料の試算は、介護給付費の見込料と被保険者数を基に行いますが、被保険者数の減少割合に比べ、給付費総額の減少割合が小さい状況となっていることから、9期計画は計算上は増加する状況となります。

他方で、昨今の物価上昇と賃金の金額との乖離が広がる実態を考え、義務的支出であります介護保険料をできる限り現行水準に据え置くという考えから3年間で最大2.7億円の基金を活用し、差額の保険料につきましては、5,977円、年額にしましては、71,724円とする計画としております。

なお、基金の現在高につきましては、4.3億円で計算上は2.7億円目減りすることとなりますが、9期計画の期間中では国からの交付金の収入や、決算による剰余金によりまして実際が目減り額は相当程度圧縮されるものと考えております。

最後に84ページ後の部分となりますが、第6章では第9期の計画推進に向けた方向性として、3つの点を記載しております。

1つには、関係町村による地域支援事業の円滑・効果的な取組の推進であり、地域包括ケアシステムの構築に向けたビジョン等の推進などの事項について記載しております。

2つ目には、安定的な介護保険運営の推進でケアマネジメントの適正化などの事項を記載しております。

3つ目の数値目標の数値につきましては、通いの場の参加率などの目標値を設定を行うなど、介護予防の推進に向けた取組を進めていくものであります。

今後も引き続き、地域での介護予防に重点を置き、介護給付の適正化に向けたこれらの取組を進めていくことにより、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ってまいります。

簡単ではありますが、第9期計画の説明については以上となります。

詳細につきましては、本編を後ほどお目通しいただければと思います。

この第9期計画を受けまして、「議案第3号 後志広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について」ご説明いたしますので、議案をご覧願います。

「議案第3号 後志広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について」

後志広域連合介護保険条例の一部を別紙のように改正する。令和6年2月27日提出。後志広域連合長 片山健也。

改正文の朗読は省略させていただきます。

条例改正の目的になりますが、2枚めくっていただいて2ページ上段の説明欄をご覧願います。

第9期介護計画期間である令和6年度から令和8年度までの介護保険料の見直し及び介護保険法施行令等の改正により、所得に基づく保険料段階が標準9段階から標準13段階に見直しされたことに伴い、介護保険料率の変更に係る第4条の一部改正を行い、また、併せて、賦

課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等のあった場合の第6条の規定について、整理を行うものであります。

細かな部分については、新旧対照表にて説明したいと思いますので、資料1の1ページをご覧ください。

第4条では、介護保険法施行令の改正により、第4条第1項第9号の次に、「第10号から第13号」を追加し、現行条例第4条第1項から第4号の適用期間、「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改めます。

次に、介護保険法施行令第38条第1項第1号から第3号及び第10号から第13号の各段階の保険料を、改正後の各段階の保険料に改めます。

次に、第4条第2項から第4項では現行の第1項第1号に掲げる保険料率を「20,400円」、第2号につきましては「35,800円」、第3号につきましては「49,100円」に改めます。

それでは、資料1の2ページをご覧ください。

施行令の改正によりまして、第6条第3項中、現行の下線部分の事項につきましては、改正後に記載する下線部の事項へと改めます。

再び、議案の1ページに戻っていただきまして、附則として、この条例につきましては、令和6年4月1日からの施行となります。

経過措置として、改正後の第4条の規定は、令和6年度の保険料から適用し、令和5年度以前の保険料には適用しないこととする規程を設けております。

以上で、「議案第3号 後志広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について」、の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ **議長（岩井英明）**

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

○ **議長（岩井英明）**

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

討論なしと認めます。

これより、「議案第3号 後志広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

○ **議長（岩井英明）**

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第4号

○ **議長（岩井英明）**

それでは日程第11「議案第4号 令和5年度後志広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○ **事務局長（山口丈夫）**

議長。

○ 議長（岩井英明）

山口事務局長。

○ 事務局長（山口丈夫）

議案第4号「令和5年度後志広域連合一般会計補正予算（第2号）」

令和5年度後志広域連合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ523万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,823万6,000円とする。

第2項の朗読は省略させていただきます。

令和6年2月27日提出。後志広域連合長 片山健也。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明いたします。

7ページをご覧ください。

1款、1項、1目「議会費」、補正額28万9,000円の減額。内容といたしましては、議員視察研修実施後の執行残として、費用弁償、旅費及び消耗品の減額となります。

続きまして2款、1項、1目の「一般管理費」、補正額14万2,000円の増額。

1節「報酬」から18節「負担金補助及び交付金」まで執行見込みによる増減となっております。

1節「報酬」から4節「共済費」までは、会計年度任用職員の給料表改定に伴うそれぞれの増額、18節「負担金補助及び交付金」は派遣職員の実績に伴う減額補正となっております。

続きまして8ページをご覧ください。

2款、2項、1目「税務総務費」、補正額499万4,000円の減額。

3節「職員手当等」23万6,000円の減額につきましては、引受件数の減少等による時間外勤務手当の減額となります。

8節「旅費」は87万2,000円の減額。町村職員特別研修会の講師の費用弁償及び滞納処分の実績等による普通旅費の減額となります。

11節「役務費」は390万2,000円の減額でございます。令和5年度における公売等の実績及び今後の見込みから手数料を減額補正するものです。

9ページの2款、4項、1目「監査委員費」は実績により9万円の減額になります。

続きまして、歳入をご説明いたします。

戻っていただきまして、5ページをご覧ください。

1款、1項、1目「負担金」、補正額686万7,000円の減額。各町村別の内訳は説明欄のとおりでございます。

6ページをご覧ください。

4款、1項、1目「繰越金」は549万8,000円の増額補正。前年度繰越金の留保額を追加補正するものでございます。

5款、2項、1目「滞納処分費」は390万2,000円の減額補正。歳出の「税務総務費」でご説明いたしましたが、公売等に係る手数料を滞納処分費として計上していたものを、減額補正するものであります。

2目の「雑入」は社会保険料、雇用保険料の「納付金」の実績による増額となります。

なお、1ページの「第1表 歳入歳出予算補正」及び3ページの「歳入歳出補正予算事項別明細書」の総括につきましては、ただいまご説明を申し上げました内容の再掲でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
〔なし〕と呼ぶ者あり。  
質疑なしと認めます。  
これで質疑を終了いたします。

○ **議長（岩井英明）**

討論を行います。  
討論ありませんか。  
〔なし〕と呼ぶ者あり。  
討論なしと認めます。  
これより、「議案第4号 令和5年度後志広域連合一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

○ **議長（岩井英明）**

お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。  
〔なし〕と呼ぶ者あり。  
異議なしと認めます。  
したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第5号

○ **議長（岩井英明）**

次に、日程第12、「議案第5号 令和5年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を、議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

○ **国民健康保険課長（埜口浩司）**

議長。

○ **議長（岩井英明）**

埜口国民健康保険課長。

○ **国民健康保険課長（埜口浩司）**

議案第5号、「令和5年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明を申し上げます。

令和5年度後志広域連合の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,896万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億3,179万8,000円とする。

第2項の記載につきましては、朗読を省略させていただきます。令和6年2月27日提出。  
後志広域連合長 片山健也。

事項別明細書により、歳出からご説明をいたしますので、9ページをお開き願います。

1款、1項、1目「一般管理費」につきましては、1億1,028万9,000円の追加でございます。実績見込みに基づくもので、主な内訳としましては、12節「委託料」になりますが、共同電算処理委託料は、国保連合会に支払う共同処理に係る委託料で、113万6,000円の減となります。

10ページをお願いいたします。

18節「負担金補助及び交付金」では、派遣職員6名分の人件費負担金として、105万4,000円を減額する他、へき地直営診療所負担金として、3町の直営診療所の運営費分と1町の施設整備費に対する負担金を合わせ、1億1,296万9,000円を追加補正するものでございます。

1款、1項、2目「連合会負担金」は、18節869万6,000円の減額で、国保連合会へのシス

テム関係経費の減によるものでございます。

11ページに行きまして、1款、3項、1目「特別対策事業費」につきましては、84万7,000円の減となります。内訳としまして10節から12節の実績見込みに基づくものでございます。

2款、1項、1目「療養給付費」につきましては、2億5,558万4,000円の減でございます。主な要因としましては、療養給付費の各町村ごとの年度内の高額の療養給付に備えつつ、必要額を見込んだ増減によるものでございます。6町村で増、10町村で減とさせていただいております。

12ページをお願いします。

5款、1項、1目「特定健康診査等事業費」につきましては、465万1,000円の減でございます。内容としまして、8節「旅費」から13ページの18節「負担金補助及び交付金」につきまして、関係町村の実績見込みに基づき減額いたします。12節「委託料」は、特定健診等委託料で191万1,000円の減。機器保守委託料は、1町村の健診データ分析に係る機器利用の廃止により、27万8,000円の減となります。18節「負担金補助及び交付金」は、特定保健指導等 person 費負担金で、記載の4町村における177万円の減でございます。

14ページをお願いします。

5款、2項、1目「疾病予防費」は、206万8,000円の減でございます。こちらも、8節「旅費」から15ページ18節「負担金補助及び交付金」まで、各町村等で実施している疾病予防に係る経費について実績見込みに伴いまして、減額・増額するものでございます。12節「委託料」は、各町村での各種ガン検診等の委託料で、212万2,000円の減となります。

7款、1項、1目「償還金」、22節「償還金利子及び割引料」は、259万4,000円の追加です。歳入「保険給付費等交付金（特別）」の精算に伴う北海道への返還金となります。

以上、歳出合計1億5,896万3,000円の減額補正でございます。

次に、歳入につきましてご説明を申し上げますので、5ページにお戻りください。

1款、1項、1目「国民健康保険分賦金」、1節「医療給付分」は6,533万8,000円の減となります。歳入2款の「保険給付費等交付金（特別）」分の交付金の増を主な要因としまして、一般財源の減として、各町村の分賦金は約6,000万円の減となっております。各町村の金額につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

6ページをお願いします。

2款、1項、1目「保険給付費等交付金」は、1節「保険給付費等交付金（普通）」で、実績見込みにより2億6,344万円の減です。2節特別は、1億6,195万3,000円の追加で、内訳としましては、保険者努力支援分で3,667万7,000円の追加、特別調整交付金で1億2,448万7,000円の追加、道繰入金（2号分）で55万円の追加、特定健康診査等負担金で23万9,000円の追加となっております。

7ページをお願いします。

4款、2項、1目「第三者納付金」は、510万7,000円の追加で、第三者行為による返納金の返納実績に伴うものでございます。

2目「返納金」は、274万7,000円の追加で、一般被保険者の国保資格の過誤などによる返納金の返納実績に伴うものになってございます。

8ページになりますが、3目「雑入」につきましては、8,000円の増額で、会計年度任用職員の社会保険料と雇用保険料になってございます。

以上、歳入補正額合計は歳出と同額の1億5,896万3,000円を減額補正するものでございます。

参考としまして、補正予算の町村別内訳表を議案の最後に添付させていただいております。後ほどご覧いただきたいと存じます。

なお、1ページからの「第1表歳入歳出予算補正」及び3ページからの「歳入歳出補正予算事項別明細書総括」につきましては、ただいま説明いたしました内容の再掲でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## ○ 議長（岩井英明）

説明が終了いたしましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
〔なし〕と呼ぶ者あり。  
質疑なしと認めます。  
これで質疑を終了いたします。

- **議長（岩井英明）**  
討論を行います。  
討論ありませんか。  
〔なし〕と呼ぶ者あり。  
討論なしと認めます。  
これより、「議案第5号 令和5年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。
- **議長（岩井英明）**  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。  
〔なし〕と呼ぶ者あり。  
異議なしと認めます。  
したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第6号

- **議長（岩井英明）**  
日程第13、「議案第6号 令和5年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を、議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。
- **介護保険課長（秋山秀敏）**  
議長。
- **議長（岩井英明）**  
秋山介護保険課長。
- **介護保険課長（秋山秀敏）**  
それでは、「議案第6号 令和5年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について、ご説明いたします。  
令和5年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億6,996万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億8,051万4,000円とする。  
第2項については、朗読を省略させていただきます。令和6年2月27日提出。後志広域連合長 片山健也。  
今回の補正の主な内容につきましては、歳出では給付の実績見込みや事業費の執行状況等により、介護サービス等給付費、地域支援事業費、総務管理費を減額し、諸支出金において償還金の追加を行い、歳入において、介護給付費などの減額に伴い、町村負担金や国道支出金及び支払基金交付金について、それぞれの区分に応じた額を減額し、償還金の財源として基金繰入金を追加を行うものあります。  
それでは、歳出からご説明したいと思いますので、議案の13ページをお開き願います。  
1款、1項、1目「一般管理費」につきましては、133万4,000円減額でございます。内容といたしましては、各区分における実績見込みにより1節「報酬」、3節「職員手当等」は追加になるほか、8節「旅費」、18節の「負担金補助及び交付金」につきましては、見込みによ



り減額となります。

次に14ページをご覧ください。

3項、1目「認定審査会費」につきましては、908万6,000円の減額でございます。内容といたしましては、12節の「委託料」は、南後志地区、羊蹄山麓地区のそれぞれの認定審査会の実績見込みにより減額となり、18節につきましては、岩宇地区の実績見込みにより、減額となるものであります。

次に15ページをご覧ください。

4項、1目「計画策定委員会費」につきましては、11万7,000円の減額でございます。内容といたしましては、策定委員会等の開催回数の実績見込みにより、報酬等の減というふうになっております。

続きまして、2款、1項、1目「介護サービス等給付費」につきましては、3億4,000万3,000円の減額でございます。

こちらは、本年度12月審査分までの給付実績から、残り3か月分の給付費を見込み所要額を算定しております。給付費全般において減額となっており、サービスごとの補正額については、説明欄に記載のとおりでございます。

なお、介護サービス給付費の町村別サービスごとの見込み額につきましては、資料1に一覧表を添付しておりますので、後ほどご覧いただければというふうに思います。

次に16ページの中段をご覧ください。

3款、1項、1目「介護予防・生活支援サービス等事業費」につきましては、1,479万3,000円の減額でございます。内容といたしましては、11節の「役務費」で、審査支払手数料の件数の実績見込みによる減、12節「委託料」、18節「負担金補助及び交付金」につきましては、主に介護予防・日常生活支援総合事業の実績見込みによる減額でございます。

17ページに移りまして、2項、1目「包括的支援事業・任意事業費」につきましては、794万9,000円の減額でございます。こちらにつきましても、町村に委託している事業で、実績見込みによる減額となっております。

6款、1項、1目「償還金」につきましては、331万9,000円の追加でございます。こちらは、調整交付金の過年度分の再確定事務に伴い返還額が生じたことにより、償還金を増額するものでございます。

以上が歳出の補正となります。続きまして、歳入についてご説明いたします。

5ページをお開き願います。

2款、1項、1目「広域連合負担金」につきましては、5,449万2,000円の減額でございます。増減内訳につきましては、5ページから10ページにかけてとなりますが、1節の「介護給付費町村負担金」につきましては、介護サービス等給付費の減額に伴う減額というふうになっております。

6ページになりますが、2節の地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）、の減額につきましては、関係町村の総合事業の実績見込みに伴う減というふうになっております。

次に7ページになりますが、3節の包括的支援事業・任意事業の減額でございますが、こちらにつきましても、関係町村の包括的支援事業・任意事業の実績見込みに伴う減というふうになっております。

8ページになりますが、4節の「事務費等町村負担金」、47万4,000円の増額ですが、こちら電算システム改修費の補助の内示によりまして財源更正が生じたことが、主な増額の要因となっております。

次に9ページから10ページにかけてとなりますが、第5節「介護認定審査会町村負担金」につきましては、介護認定審査会に係る経費の実績見込みによる減額というふうになってございます。

なお、ただいまご説明しました町村負担金の補正後の額につきましては、資料2に各町村別の負担金額を記載した一覧を添付しておりますので、後ほどお目通しいただければというふうに思います。

11ページをご覧ください。

3款、1項、1目「介護給付費負担金」5,597万円の減額につきましては、介護サービス給

付費等の実績見込みに伴う国負担金の減額でございます。

3款、2項「国庫補助金」につきましては、総額で1億911万3,000円の減額でございます。内容につきましては、1目の「調整交付金」につきましては、介護サービス給付費等の減額に伴うもので、2目の地域支援事業の総合事業、3目「包括的支援事業」の交付金につきましては、各実績見込額の減額に伴い、それぞれ減額となるものでございます。

4目の「保険者機能強化推進交付金」につきましては、3万2,000円の追加というふうになっております。

6目の「介護保険事業補助金」につきましては、192万5,000円の減額でございます。

これは、介護保険法の改正に対応するため電算システム改修で、国の補助金の内示額が確定したことによる減額というふうになっております。

続きまして、4款、1項「支払基金交付金」についてですが、総額で9,579万5,000円の減額でございます。

内訳につきましては、国庫支出金と同様に、介護サービス給付費や地域支援事業の実績見込みにより、減額するものでございます。

続きまして、12ページをお開き願います。

5款、1項、1目「介護給付費負担金」になりますが、こちらにつきましても、給付費の見込額の減によりまして、道負担額を減額するものでございます。

5款、2項、1目地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）、2目の包括的支援事業・任意事業につきましても、事業費の実績見込の減に伴い、それぞれ減額をするものでございます。

7款、2項、1目の「基金繰入金」、につきましては、331万9,000円の追加でございます。

以上が歳入の内容となります。

なお、1ページから4ページにつきましては、ただいまの説明の再掲でございますので、説明の方を省略させていただきます。

以上で、「令和5年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

○ 議員（岩本幹兒）

議長。

○ 議長（岩井英明）

岩本議員。

○ 議員（岩本幹兒）

15ページの「計画策定委員会費」でございますけれども、策定委員会のメンバーはどのような方々なのでしょう。

○ 介護保険課長（秋山秀敏）

それでは、この部分なのですけれども、介護保険係長の佐々木の方から説明させていただきます。

○ 介護保険課介護保険係長（佐々木貴裕）

では、私の方から説明させていただきます。

介護保険計画策定委員会のメンバーは全員で9名おりまして、うち5名が関係構成町村の課長職の方をお願いしております。また、残りの4名につきましては、介護保険の有識者の方を

お呼びしております。事業所の管理者の方ですとか、あとは1名介護保険運営協議会の委員長をお呼びしております。

以上となります。

○ 議長（岩井英明）

岩本議員。

○ 議員（岩本幹兒）

5名の方が課長職ということですのでけれども、課長職の方かなり優秀なんでしょうね。

この第9期の介護保険事業計画をいただきましたけれども、この横文字と言いますか、カタカナ表記が目につきます。例えば、84ページですね、3行目から4行目なんですのでけれども、「アウトプットの達成」そして矢印付けまして、「アウトカムの達成のロジックの妥当性」、こういう表現などは私共凡人には理解できません。また、「ICT」だとか、「HARP」だとか「KDB」だとかアルファベット表記が、こういうのはこう表記を付けた方が読み手にとってわかりやすいと思うんですけれども、そのようなところはどのように思いますか。

ちょっと専門職の方ばかりだと思ったのだけれども、せっかく課長職が5名も入っているのに、こんな計画で読み手にわかりづらい計画で、果たしていいんだろうか、自分たちだけで理解したって、これ読む人のもうちょっと立場に立って作ってくれないと私はちょっとまずいんじゃないかと思えますよ。

○ 議長（岩井英明）

秋山介護保険課長。

○ 介護保険課長（秋山秀敏）

計画の横文字ですとか、カタカナ表記の部分ですけれども、言われるとおりに大変配慮が足りなかったと、策定する上でそこらへんの配慮が足りなかったのかなと感じております。次回のですね、計画に向けてとなりますが、その部分の表記ですね、わかりやすい表記にしていくよう心掛けて策定の方をですね、注釈等の方を進めていきたいというふうに思います。アルファベットも同様にですね、カタカナ表記ですから、そこらへんもよりわかりやすいと言いますか、そういう表記にするよう心掛けていきたいというふうに思います。

以上です。

○ 議長（岩井英明）

他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

○ 議長（岩井英明）

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

討論なしと認めます。

これより、「議案第6号 令和5年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を採決いたします。

○ 議長（岩井英明）

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○ 議長（岩井英明）

ここで若干、10分ほど休憩いたします。

休憩 16時00分

再開 16時10分

○ 議長（岩井英明）

それでは、会議を再開いたします。

◎日程第14 議案第7号

○ 議長（岩井英明）

日程第14「議案第7号 令和6年度後志広域連合一般会計予算」から日程第16「議案第9号 令和6年度後志広域連合介護保険事業特別会計予算」を議題といたします。

予算の審議にあたりましては、議会運営委員長より、予算特別委員会は設置せず、本会議で審議することの決定がされた旨の報告がありました。

○ 議長（岩井英明）

お諮りします。

議案第7号から議案第9号までの予算議案3件につきましては、本会議で審査することにしたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号から議案第9号までにつきましては、本会議で審査することに決定いたしました。

○ 議長（岩井英明）

日程第14「議案第7号 令和6年度後志広域連合一般会計予算」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

○ 事務局長（山口丈夫）

議長。

○ 議長（岩井英明）

山口事務局長。

○ 事務局長（山口丈夫）

議案第7号「令和6年度後志広域連合一般会計予算」

令和6年度後志広域連合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億351万1,000円と定める。

第2項以降につきましては、朗読を省略させていただきます。

令和6年2月27日提出。後志広域連合長 片山健也。

歳入歳出に係る前年度との比較、また、主な増減理由につきましては、資料1を添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

なお、新年度予算の説明につきましては、新たに予算計上されたものや、前年度に比較して、大幅に予算額が増減したものを、主に説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明いたします。20ページをご覧ください。

それでは、ご説明申し上げます。

1款、1項、1目「議会費」、本年度予算額183万2,000円。議会開催に係る経費など例年同様の予算をお願いするもので、1節の「報酬」から21ページ13節の「使用料及び賃借料」まで、ご覧のとおりでございます。

令和5年度実施いたしました視察研修を隔年実施としていることから、議会費全体として前年度比較88万9,000円の減額となっております。

22ページをご覧ください。

2款、1項、1目「一般管理費」、本年度予算額6,131万4,000円。予算につきましては、副連合長給料、事務所借上料、職員人件費など管理経費に関する予算でございます。

22ページの3節「職員手当等」におきまして、先ほど条例改正でご審議いただきました会計年度任用職員の勤勉手当の経費を新規計上しております。

23ページをご覧ください。

8節「旅費」におきましては、特別旅費として職員研修のための旅費を新規計上しております。その他、12節「委託料」において前年度計上のあった委託業務の減などを併せ、一般管理費におきましては前年度比較532万3,000円の減額となっております。

28ページの中ほどになりますが、2目の「行政不服審査会費」、本年度予算9万9,000円。前年度同様の計上でございます。

30ページをご覧ください。

2項、1目「税務総務費」、本年度予算額2,613万2,000円。3節「職員手当等」から31ページの18節「負担金補助及び交付金」まで、ご覧のとおりでございます。

31ページの13節「使用料及び賃借料」におきまして、滞納管理システムの更新による機器借上料の増額。18節「負担金補助及び交付金」につきましては、事務局職員人件費の増額となっております。税務総務費全体で前年度比較208万7,000円の増額となっております。

33ページをご覧ください。

3項、1目「選挙管理委員会費」、本年度予算額12万1,000円。選挙管理委員会開催に要する経費で、1節「報酬」から10節「需用費」まで、ご覧のとおりでございます。

34ページをご覧ください。

4項、1目「監査委員費」、本年度予算額29万6,000円。出納検査、定例監査、決算審査などに要する経費で、1節「報酬」から18節「負担金補助及び交付金」まで、ご覧のとおりでございます。

35ページをご覧ください。

3款、1項、1目「社会福祉総務費」、本年度予算額2,760万5,000円。令和3年に創設された重層的支援体制整備事業につきまして、本年度新規に計上いたします。こちらの事業は従来の高齢者、障害者、子ども・子育て世帯、生活困窮者に対する支援事業を一体的に取り扱うもので、本広域連合においては介護分野である地域支援事業の一部について該当となることから、事業を実施する京極町への委託料を計上するものです。なお、事業の所管は介護保険課になりますが、事業が社会福祉法により整理されるため、一般会計での予算計上となります。

2目「老人福祉費」、本年度予算額8,597万6,000円。介護保険第1号被保険者の介護保険料の軽減措置として介護保険会計へ繰出しするものでございます。

36ページの4款、1項、1目の「利子」、37ページの5款、1項、1目「予備費」につきましては、前年度同様の計上でございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

8ページをご覧ください。

1款、1項、1目「負担金」、本年度予算額1億620万1,000円。

1節「町村負担金」、8,470万5,000円。各町村の負担額は説明欄のとおりでございます。

なお、参考資料として予算書の最後のページに資料2として、負担金算出調書を添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

9ページをご覧ください。

2節「低所得者保険料軽減町村負担金」、2,149万6,000円。歳出の老人福祉費で申し上げます。

した、介護保険料軽減に係る町村負担金でございます。

1 1 ページをご覧ください。

2 目「特定事業負担金」本年度予算額 509 万 5,000 円。歳出の社会福祉総務費で申し上げました、重層的支援体制整備事業町村負担金でございます。

1 2 ページをご覧ください。

2 款、1 項、1 目「低所得者保険料軽減国庫負担金」、本年度予算額 4,298 万 7,000 円でございます。

続きまして 1 3 ページをご覧ください。

2 項、1 目「重層的支援体制整備事業交付金」、介護予防・日常生活支援総合整備事業分が 91 万 8,000 円、2 目の包括的支援事業分が 937 万円、合計で 1,028 万 8,000 円が国庫負担分でございます。

1 4 ページをご覧ください。

3 款、1 項、1 目「低所得者保険料軽減道負担金」、2,149 万 3,000 円でございます。

1 5 ページをご覧ください。

2 項、1 目「重層的支援体制整備事業交付金」、介護予防・日常生活支援総合整備事業分が 40 万 8,000 円、2 目の包括的支援事業分が 468 万 5,000 円、合計で 509 万 3,000 円が道負担分でございます。

1 6 ページをご覧ください。

4 款、1 項、1 目「重層的支援体制整備事業繰入金」介護予防・日常生活支援総合整備事業分が 153 万円、2 目の包括的支援事業分が 559 万 9,000 円、合計で 712 万 9,000 円が重層的支援体制整備事業の財源として介護保険事業特別会計から一般会計へ繰り入れられます。

1 7 ページの 5 款、1 項、1 目「繰越金」、1 8 ページの 6 款、1 項、1 目「預金利子」、1 9 ページの 2 項「雑入」は例年同様の計上でございます。

なお、1 ページの「第 1 表 歳入歳出予算」及び 5 ページの「歳入歳出予算事項別明細書」の総括につきましては、ただいまご説明を申し上げました内容の再掲でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

○ 議長（岩井英明）

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

討論なしと認めます。

これより、「議案第 7 号 令和 6 年度後志広域連合一般会計予算」を採決いたします。

○ 議長（岩井英明）

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 5 議案第 8 号

○ 議長（岩井英明）

次に、日程第15「議案第8号 令和6年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○ 国民健康保険課長（埜口浩司）

議長。

○ 議長（岩井英明）

埜口国民健康保険課長。

○ 国民健康保険課長（埜口浩司）

議案第8号、「令和6年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計予算」について、ご説明を申し上げます。

令和6年度後志広域連合の国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70億4,297万1,000円と定める。

第2項以降の規定については、朗読を省略させていただきます。令和6年2月27日提出。後志広域連合長 片山健也。

なお、本特別会計予算の概要資料を添付させていただいております。後ほどご参照いただきますよう、よろしくお願いいたします。

「歳入歳出予算事項別明細書」により、歳出からご説明をさせていただきますので、20ページをお開き願います。

なお、説明につきましては、予算額が大きく増減したものを主に説明させていただきます。それでは、20ページ、3歳出。

1款、1項、1目「一般管理費」は、6,482万9,000円とするものでございます。1節「報酬」から23ページの11節「役務費」までは主に例年と同様の内容となりますが、3節「職員手当等」では、国民健康保険課会計年度任用職員の勤勉手当を新規計上しております。

24ページをお願いします。

12節「委託料」、1,242万9,000円は、国保連へ支払う共同電算処理委託料になります。町村及び広域連合の市町村事務処理標準システムを利用するにあたり、ネットワークの保守に係る国民健康保険電算システム保守管理委託料、こちらも計上しております。18節「負担金補助及び交付金」は、国民健康保険課への派遣職員6名の人件費負担金で、3,943万9,000円でございます。

25ページをお願いします。

1款、1項、2目「連合会負担金」4,394万円は、国保連合会の一般会費や、市町村事務処理標準システムの運用経費などに係る費用となっております。

26ページをお開き願います。

1款、2項、1目「運営協議会費」、36万円は、国保運営協議会開催等に伴う経費としております。

27ページをお願いします。

1款、3項、1目「特別対策事業費」は、385万3,000円でございます。11節「役務費」は、医療費等通知の関係事務手数料。12節「委託料」につきましては、柔道整復施術療養費支給申請書点検業務委託になってございます。

28ページをお開き願います。

2款「保険給付費」でございますが、1項「療養諸費」から32ページの5項「葬祭諸費」までにつきましては、北海道より国保事業費納付金算定時に見込み額が示されておりますので、基本的に、そちらの金額に合わせて計上をさせていただきます。

それでは、28ページの2款、1項、1目「療養給付費」ですが、40億754万2,000円。2目「療養費」は、3,040万7,000円。3目「審査支払手数料」は、932万6,000円でございます。

29ページをお願いします。

2款、2項、1目「高額療養費」は、6億3,807万5,000円。2目「高額介護合算療養費」は、35万2,000円。3目「高額外来年間合算療養費」は、64万円となっております。

30ページをお開き願います。

2款、3項、1目「移送費」は、前年度と同様の予算内容となっております。

31ページをお願いします。

2款、4項、1目「出産育児一時金」3,352万2,000円は、18節「負担金補助及び交付金」について、67名分、1件50万円として計上をしております。

32ページをお開き願います。

5項、1目「葬祭費」246万円は、82件分を計上しております。

2款「保険給付費」の総額としましては、47億2,233万4,000円となっております。

33ページをお願いします。

3款「国民健康保険事業費納付金」、こちらは北海道に納める費用となります。

1項、1目「医療給付費分」は、14億4,849万8,000円。

34ページをお開き願います。

2項、1目「後期高齢者支援金等分」は、4億4,606万2,000円。

35ページ、3項、1目「介護納付金分」は、1億6,993万2,000円となっております。

3款全体で20億6,449万2,000円となっております。

続きまして、36ページをお願いします。

4款「保健事業費」につきましては、各町村で実施していただいております事業費の積み上げにより予算を計上しております。

1項、1目「特定健康診査等事業費」は、9,196万4,000円でございます。主なものとして、12節「委託料」は4,422万7,000円。このうち特定健診等委託料3,825万1,000円は、広域連合が関係町村に委託して事業を実施しております、町村から提出していただいた金額を計上しております。

39ページから41ページ中段の説明欄に町村別の金額を記載しております。

41ページの「委託料」の中ごろに、機器保守委託料308万円。特定健診未受診者対策業務委託214万5,000円。その下になりますが、特定健診情報提供事業委託料は75万1,000円を計上しております。

42ページをお開き願います。

18節「負担金補助及び交付金」は4,153万3,000円。国保連合会負担金の3,811万9,000円は、国保連合会が実施する受診率向上支援等共同事業について、10町村が事業に取り組む費用でございます。特定保健指導等人件費負担金は、208万2,000円。

43ページ下段となりますが、特別GEAプログラム更新負担金は、国保連のプログラム使用に係る経費でございます。

44ページをお開き願います。

4款、2項、1目「疾病予防費」は、3,106万円でございます。7節「報償費」から11節「役務費」までにつきましては、特定健診同様、各町村での事業費の積み上げ等により予算を計上しております。

46ページから47ページにわたる12節「委託料」1,900万8,000円は、短期人間ドック等の検診等に係る委託料になってございます。

47ページから48ページまでの18節「負担金補助及び交付金」の予防接種等負担金外1,078万2,000円につきましては、関係町村における予防接種事業等における負担金の合計でございます。

49ページの5款「公債費」、50ページの6款「諸支出金」、につきましては、例年と同様の内容ですので、説明を省略させていただきます。

51ページをお願いします。

7款「予備費」につきましては、2,000万円を計上しております。主に保険給付費の不足に備え計上しているものですが、近年の保険給付費の実績等を勘案しまして、これまでの3,000万円から2,000万円の計上としまして、1,000万円減としております。

52ページ「共同事業拠出金」につきましては、令和5年度をもって退職者医療制度が廃止



となることに伴うものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、10ページにお戻り下さい。

1款、1項、1目「国民健康保険分賦金」は、21億637万2,000円でございます。分賦金の内訳につきましては、1節「医療給付分」、14億9,037万8,000円、11ページ下段の2節「介護保険分」は、1億6,993万2,000円、13ページをお開きいただき、3節「後期高齢者分」、4億4,606万2,000円を計上してございます。各町村の額につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

続いて、16ページをお願いいたします。

2款、1項、1目「保険給付費等交付金」は、49億3,605万2,000円。1節の「保険給付費等交付金（普通）」は、47億2,233万4,000円となります。こちらは歳出2款「保険給付費」に充てる費用として北海道から交付されるもので、歳出2款の合計額と同額になります。

2節「保険給付費等交付金（特別分）」は2億1,371万8,000円。こちらは保険者努力支援分、特別調整交付金、道繰入金（2号分）及び特定健康診査等負担金でございます。

続きまして、17ページの3款「繰越金」、18ページ、19ページの4款「諸収入」につきましては、例年と同様の内容ですので、説明を省略させていただきます。

なお、全体の補足としまして、1款分賦金につきましては、北海道との協議により交付されることとなりました道繰入金（2号分）による広域連合への支援分、令和6年度において1,450万円。こちらは、当初予算に計上することで、関係町村の分賦金を軽減しております。

また、予備費の1,000万円減につきましても、関係町村の分賦金を軽減しております。

以上、令和6年度国民健康保険事業特別会計の予算となります。

1ページからの「第1表歳入歳出予算」及び6ページからの「歳入歳出予算事項別明細書総括」につきましては、ただいま説明いたしました内容の再掲でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

○ 議長（岩井英明）

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

討論なしと認めます。

これより、「議案第8号 令和6年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計予算」を採決いたします。

○ 議長（岩井英明）

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○ 議長（岩井英明）

次に、日程第16、「議案第9号 令和6年度後志広域連合介護保険事業特別会計予算」を、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○ 介護保険課長（秋山秀敏）

議長。

○ 議長（岩井英明）

秋山介護保険課長。

○ 介護保険課長（秋山秀敏）

「議案第9号 令和6年度後志広域連合介護保険事業特別会計予算」について、ご説明いたします。

令和6年度後志広域連合の介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62億2,687万1,000円と定める。

第2項以降につきましては、朗読を省略させていただきます。令和6年2月27日提出。後志広域連合長 片山健也。

前年度当初予算と比較しますと、3億3,295万8,000円減の予算となっております。

減額の主な要因といたしましては、総務費で、計画策定に係る委託料等が業務完了により減額になったことや、前年度の実績等から介護サービス給付費が3億2,368万7,000円、地域支援事業費で2,073万5,000円の減額

○ 議員（嶋田茂）

議長。

もう少し説明聞こえやすく。

どこ説明しているかわからない、

○ 介護保険課長（秋山秀敏）

大変申し訳ありませんでした。

聞き取りにくいところがありすみません。

○ 議員（嶋田茂）

何ページですか。

○ 介護保険課長（秋山秀敏）

まだ、ページにはいってないです。概要の説明となっております。

令和6年度予算の概要といたしまして、1枚もののペーパーの方を添付しておりますので、後ほどお目通しいただければというふうに思います。

それでは、事項別明細書によりまして歳出からご説明いたしますので、34ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款、1項、1目「一般管理費」で1億1,858万5,000円を計上させていただいております。1節「報酬」から、11節の「役務費」につきましては、事務的経費で必要見込み額を計上しており、令和6年度からは、プロパー職員に係る給与や手当等に係る費用が増額となっております。

37ページをお開き願います。

12節「委託料」につきましては、電算システム及びマイナンバー環境設備の保守業務分として、2,541万5,000円を計上させていただいております。13節の「材料及び賃借料」につきましては、例年計上しております会議室の借上料と、指定事業者等管理システムのライセンス料の部分を計上させていただいております。18節「負担金補助及び交付金」につきましては

は、総額ですね、6,463万3,000円を計上しております。こちらは、国保連合会負担金などの他、事務局職員人件費負担金等について、介護保険課派遣職員の10名分を見込んでおります。

次に39ページをお開き願います。

2項の「徴収費」、1目「賦課徴収費」につきましては、772万5,000円を計上させていただいております。10節「需用費」から11節の「役務費」につきましては、郵便料や滞納処分費、その他手数料等として、12節の「委託料」につきましては、介護保険料納入通知書等の印刷委託料など、次に40ページの部分になりますが、13節「使用料及び賃借料」につきましては、複写機借上料を計上させていただいております。

次に41ページをご覧ください。

3項、1目「認定審査会費」につきましては、4,446万1,000円を計上させていただいております。審査会経費につきましては、それぞれ4つの審査会から提出された金額に基づき計上しております。

次に42ページをお開き願います。

1款、4項、1目「計画策定委員会費」は5万4,000円を計上しております。前年対比で693万7,000円の減となっております。減額の主な理由につきましては、介護保険の事業計画策定業務が終了したことに伴いですね、その経費が減というふうになったものであります。

次に43ページをご覧ください。

2款、1項、1目の「介護サービス等給付費」につきましては、54億7,563万5,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては、令和5年度にですね、実績見込み、給付費の伸びですとか、さらには介護報酬改定の要因を加え勘案した額を給付費の見込額とさせていただきました。なお、サービスごとの給付費予算につきましては、43ページから44ページの説明欄に記載のとおりでございますので、後ほどお目通しいただければと思います。

次に45ページをご覧ください。

3款、1項、1目「介護予防・生活支援サービス等事業費」につきましては、1億8,571万9,000円を計上させていただいております。11節の「役務費」では審査支払手数料を、12節の「委託料」と18節「負担金補助及び交付金」の説明欄に記載の介護予防に係る事業費につきましては、関係町村から提出されました事業費の積み上げの額となっております。

次にですね、46ページをお開き願います。

3款、2項、1目「包括的支援事業・任意事業費」につきましては、3億8,053万1,000円を計上しております。こちらにつきましては、地域包括支援センター運営費の他、在宅医療・介護連携推進事業費ですとか、生活支援体制整備事業費等となります。内容といたしましては、11節「役務費」では、こちら介護給付の適正化事業として実施します介護給付費通知書の発送に伴う郵便料ですとか、国保連合会に対する手数料でございます。12節の「委託料」につきましては、関係町村が実施する事業費の積み上げとなっております。また、この委託料の中には広域連合が実施事業でありますケアプラン点検委託料等の費用も含まれております。

47ページをご覧ください。

4款、1項、1目「介護保険基金積立金」につきましては、1万6,000円を計上しております。

48ページをお開き願います。

5款、1項、1目の「利子」につきましては、昨年同様の38万5,000円を計上させていただいております。

次に49ページをご覧ください。

6款、1項、1目「償還金」につきましては、こちら昨年同様の額を、2目の「第1号被保険者保険料還付金」につきましては、62万円を、3目の「第1号被保険者保険料還付加算金」につきましては、昨年同様の額を計上させていただいております。

次に50ページをお開き願います。

2項、1目「一般会計繰出金」につきましては、712万9,000円を計上させていただいております。こちらは令和6年度よりですね、構成町村の一部において重層的支援体制整備事業を実施することになりまして、地域支援事業の一部の対象事業につきましては、福祉法の規定に基づき、一般会計の事業として実施することになります。これらの移行事業に係る財源のうち、介護保険料の部分につきましては、一般会計の繰入を行う必要があるため計上するものであり

ます。

次に51ページをご覧ください。

7款、1項、1目の「予備費」につきましては、前年同様の600万円を計上しております。以上がですね、歳出の予算となります。

続きまして、歳入のご説明をいたします。11ページをお開き願います。

1款、1項、1目「第1号被保険者保険料」につきましては、10億7,392万5,000円を計上させていただきます。令和6年度の現年度分につきましては、前年対比948万1,000円減の10億7,246万1,000円を計上させていただきます。こちら減額の要因としましては、65歳以上の被保者数の人数が減少してきていることによるものでございます。また、滞納繰越分につきましては、令和5年度末の滞納繰越見込額とその徴収見込率を基に算出した146万4,000円を計上させていただきます。

12ページをお開き願います。

2款、1項、1目「広域連合負担金」につきましては、前年対比4,039万9,000円減の9億5,612万2,000円でございます。負担金の内訳につきましては、1節「介護サービス等給付費」に係る負担金につきましては、6億8,445万4,000円を見込んでおります。なお、各町村別の負担金額につきましては、説明欄に記載のとおりでございますので、お目通しいただければと存じます。

13ページになりますが、2節「地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」に係る負担金は、2,321万5,000円でございます。

15ページをお開きください。

3節「地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）」に係る負担金につきましては、7,325万3,000円でございます。

17ページをお開き願います。

4節の「事務費等町村負担金」ですが、こちらは1億3,073万9,000円でございます。

次に18ページをお開き願います。

5節、認定審査会町村負担金4,446万1,000円でございますが、歳出でご説明いたしました4つの審査会の経費につきまして審査会毎の負担割合をもって計上しているものでございます。ただいまご説明いたしました、1節から5節の負担金につきましては、各町村別の負担金額は説明欄のとおりであり、また別添の資料2として町村毎の負担金一覧表を添付しておりますので、ご高覧いただければというふうに思います。

次に21ページをお開き願います。

3款、1項、1目の「介護給付費負担金」につきましては、9億2,079万5,000円を計上しておりますが、こちらは介護サービス等給付費の公費負担分というふうになります。

22ページをお開き願います。

2項、1目の「調整交付金」につきましては、4億4,650万5,000円を計上しております。2目の地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に係る交付金としまして、5,228万8,000円を計上してございます。3目の包括的支援事業・任意事業につきましては、1億4,650万5,000円を計上しております。4目の「保険者機能強化推進交付金」として、1,601万3,000円を計上してございます。

次に23ページをご覧ください。

4款、1項、1目の「介護給付費交付金」につきましては、14億7,842万円でございます。2目の「地域支援事業交付金」につきましては、5,102万5,000円でございます。

24ページをお開き願います。

5款、1項、1目の「介護給付費負担金」につきましては、8億5,878万5,000円でございます。こちらは、介護サービス等給付費の公費負担分というふうになります。

25ページをご覧ください。

2項、1目、介護予防・日常生活支援総合事業に係る交付金で、2,321万5,000円を見込んでおります。

2目の包括的支援事業・任意事業につきましては、7,325万3,000円となります。

次に26ページをお開き願います。

6款、1項、1目の「利子及び配当金」につきましては、1万6,000円を見込んでおります。次に27ページをご覧ください。

7款、1項、1目「低所得者保険料軽減繰入金」として、8,597万6,000円でございます。こちらは、公費負担した所得段階が1段階から3段階までの保険料軽減分で、一般会計から繰り入れというふうになります。

次に28ページをお開き願います。

7款、2項、1目の「基金繰入金」につきましては、4,138万7,000円を見込んでおります。こちらにつきましては、給付費の見込みにより保険料の負担額に不足額が生じるため、基金を取崩し繰り入れるものでございます。

29ページをご覧ください。

8款、1項、1目の「繰越金」で、こちらは62万1,000円でございます。

30ページをお開き願います。

9款、1項、1目の「滞納処分費」につきましては、前年同様の5万円を計上しております。次に31ページをご覧ください。

2項、1目、次に2目につきましては、それぞれ1,000円を計上しております。

32ページをお開き願います。

3項、1目の「預金利子」につきましては、1万円を計上しております。

次に33ページをご覧ください。

4項の「雑入」についてですが、1目、2目、それぞれ1,000円を計上させていただいております。

3目の「雑入」では、臨時職員に係る社会保険料等で195万6,000円を計上させていただいております。

以上が歳入の予算となります。

なお、別添資料といたしまして、資料1に介護保険事業特別会計予算の主な増減理由の一覧を、資料3と資料4では給付費等の町村別割合ですとか、給付費の各サービス別の割合のグラフを添付しておりますので、後ほどご覧いただければというふうに思います。

以上です。令和6年度の介護保険事業特別会計予算の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

○ 議員（岩本幹兒）

議長。

○ 議長（岩井英明）

岩本議員。

○ 議員（岩本幹兒）

27ページの「低所得者保険料軽減繰入金」でございますけれども、対象者減により、2,312万3,000円の減とありますが、この対象者というのは低所得者ということなのでしょうか。それをお伺いします。

それから、41ページの要介護要支援認定率の経緯でございますが、ほとんどの町村は同程度で推移している中でも上昇傾向の町村と下降傾向の町村、そういう町村が見られますが、例えば京極町などは下降傾向ですが参考までにお聞きいたしますけれども、広域連合ではこういった京極町のケースをどのように分析し、把握しているのでしょうか。

それから、43ページの「介護サービス等給付費」、前年対比3億2,368万7,000円の減となっておりますが、主たる減額の項目とその金額をお知らせください。

それから、45ページの「介護予防・生活支援サービス等事業費」についてでございますけ

れども、生活支援体制の充実・強化ということで生活支援コーディネーター、地域支え合い推進員、設置とありますが、コーディネーターといったら専門職といったイメージがございませうけれども、最近このコーディネーターという言葉を使いすぎる傾向がございませうけれども、この生活支援コーディネーターの身分といいますか、定数といいますか、講習といいますか、そういう点はどのようになっているのでしょうか。とりあえずお答え願います。

○ 議長（岩井英明）

介護保険係長。

○ 介護保険課介護保険係長（佐々木貴裕）

では、私の方から一部答えさせていただきます。

まず1つ目のご質問で、「低所得者保険料軽減繰入金」の低所得者のお話でしたけれども、こちらは介護保険料の所得段階が1段階から3段階の方々を対象となっております。

続きまして41ページのごことで、認定者数の増減につきまして京極町のケースをどのように捉えているかというお話だったと思いますが、京極町に関しましては、後志広域の中でも、介護の事業の関係に盛んに取り組んでいる方でして、そういった取り組みの影響が効果として表れていることによって介護認定率が下がっているというふうに、こちらとしては捉えているところです。

すみません、一度ここで切らせていただきたいと思います。

○ 介護保険課長（秋山秀敏）

生活支援コーディネーターの身分等の部分ですが、こちら地域支援事業として各町村に委託する形でお願いしている部分であります。それで町村毎においては、例えば地域の社協の方に委託する形でお願いしているところもあれば、自分の町村の中で包括支援センターの職員とかで賄ってる事例もございませう。身分につきましては、専門職で社会福祉士等が良いとは思いますが、こちらにつきましては、道等とコーディネーター研修を修了した者でも構わないということですので、そういう資格を持たない方が講習を受けてやっている所もございませう。

ちょっと説明としては足りないかもしれないですが、一旦切らせてもらいます。

○ 議長（岩井英明）

給付係長。

○ 介護保険課介護給付係長（野口智義）

給付費につきましては、こちらから説明させていただきます。

43ページの「介護サービス等給付費」、前年対比で3億円以上減っているのはどういうことか、といったことなんですけれども、予算ベースで見ると主な理由はコロナによる介護サービスの利用控えが回復してないというのが見込めるためですね、前年対比で3億全体の給付費は全て下がっている状況です。給付費自体ですね、施設サービス費が主に占める割合が高いんですけれども、下がっているものについても全部下がっているんですが、施設サービス費が1番大きくてですね、2億から2億5,000万くらい給付費としては下がる見込みで計上しております。

以上です。

○ 議長（岩井英明）

質問を受けます。

岩本議員。

○ 議員（岩本幹兒）

まず1点目の低所得者保険料ですけれどもね、3段階あるということで、これは全部低所得

者ということでもいいんですか。いいんですね。そうしたら、それが全体に低所得者が減っているということは、やはり人口減が主たる原因だと思うんですけども、他に3段階ってあるんですけども、例えば低所得者減となれば、さらに悪い方向に進んで生活保護受給者が増加しているとか、逆に所得が向上して低所得者層から抜け出ているとか、所得がそれなりに上がって、それで結果的に低所得者が減っているんだと、どういうふうに捉えればいいのか、まずそれをお聞きしたい。

それから、京極町が熱心に取り組んでいるから、そういう結果に出ているだろうけども、ただそのへんのところもう少し京極町はこういうことに取り組んでいますよと、熱心に取り組んでいるから数字にすごく表れているんだと、羨ましいなと思う数字なんですけれども、例えば広域連合としてね、京極町は、こういうことに取り組んでいる、こういうことに取り組んでいる、そういったことは把握してないんですか。熱心に取り組んでいるだけでは、それはわかりますよ、熱心に取り組んでいるから、こういう結果に出るんでしょう、まあ積丹町も熱心に取り組んでいるけども、上昇気味なんですよね。なかなかこれ、厳しいものがある。だからそこらへんは参考程度までにお聞きしますが、と言ってるわけ、どういう取り組みしているのかな、そういう部分もしも広域連合の方で把握している面がありましたら、教えていただきたいということです。

それから、介護給付費でございますけれども、全体にコロナによる利用控えが主たる原因だと、その他に人口減ということも、やはりこれ非常に大きく影響しているんじゃないかと思えますけれども、全体に減っていると、むしろ施設介護サービス給付費が減っていると、私どっちかというところ、在宅介護サービス費といいますか、そっちの方がゴロっと減っているのか、国の方向がそうですからね、それだったら非常にまずいことなんでないかなと思ってお聞きしたんですよ。居宅サービス給付費が減ることによって、例えば極端な話で言えば、事業所の閉鎖・倒産、あるいは頑張っているところでもヘルパー不足、あるいはそういう可能性があって、このままでは居宅サービス・介護サービスが維持できなくなるんじゃないかなというような心配がございますので、このへんはどのように考えているかということをお聞きしたかったわけでございます。

それから、生活支援コーディネーターでございますけれども、先ほども言いましたように、コーディネーターといえば専門職というようなイメージで捉えているんですけども、先ほどの説明では講習受ければ割となれるんだよという感じでございますので、なんかやっぱりコーディネーターというものを気安くこういう言葉を使いすぎているんじゃないかなという感じがします。生活支援コーディネーターは専門職という分野で社会福祉の資格を持っているとか、そういうんだったらわかるんですけども、これ極端な話講習1回受ければ、生活支援コーディネーターですよっていう資格が得られる、先ほどの説明では、だからそういうことでもいいのかなっていうような、ちょっと感じがするよな、いや、たくさんいることは良いことですよ、生活支援コーディネーターね。だけでも安易にね、誰でもかれでも講習1回受ければ生活支援コーディネーターですよっていうのは、そのへんはちょっと疑問に思うのでお尋ねしたところでございます。

○ 議長（岩井英明）

若干ちょっと休憩します。

答えられるだけ答えて、まとめて発言してください。

休憩 17時10分

再開 17時15分

○ 議長（岩井英明）

再開いたします。

○ 議長（岩井英明）

介護保険課長。

○ 介護保険課長（秋山秀敏）

それではまず私の方から、コーディネーターの部分ではあります、先ほど、講習受ければ云々という話をした部分であるんですけども、多くの町村ではやはり、いくら講習を受けたからといっても、やはり専門的な部分が多い事業となっているので、多くの町村はやはり社会福祉士ですとか、そういう経験のある人を登用している事例が多いのが実情となっております。先ほど言いました講習受ければって簡単な感じでは各町村で取り組みを進めておらず、多くはその専門的な部分を資格を持った人が対応しているっていう事例が多い現状となっております。コーディネーターの部分については、以上となります。

次に、介護保険係長の佐々木の方からお願いいたします。

○ 介護保険課介護保険係長（佐々木貴裕）

では、介護予防の関係で、京極町の認定者数の低下を緩やかにしているっていうところで、こちらの方実施している内容等を説明させていただきたいと思います。こちらとして把握しておりますのは、京極町の方ではやはり介護予防事業を熱心に取り組んでおられまして、社協の方で、他の町村さんでも取り組んでいるところではあるとは思いますが、社協さんの方で介護予防のデイサービスの取り組みを行っている他、介護予防の1つの事業としまして、通いの場という住民の方が主体となってみなさんで集まって自主的に体操する、こちらの取り組みも盛んに行われておられまして、町内でたしか10カ所ほど今開設していたと記憶しております。こちらの取り組みが特に現在盛んに行われているところかなと記憶しております。

それで低所得者の軽減の方も説明させていただきたいと思います。こちらとしまして、大きな要因としてはやはり人口の減少が大きな要因と考えています。

○ 介護保険課長（秋山秀敏）

低所得者軽減の部分についてご説明いたします。保険料段階が今回ですと1から13段階という形になっているんですけど、その1段階から3段階までの人の軽減の部分の俗に言う低所得者の部分の公費補填をした部分になります。それで人口も減ってきており、今回ですね、国の方の制度改正で公費負担の割合が前回より下がったといいますか、負担する額が下がっておりますので、その関係で今回軽減というかマイナスが出るというような感じとなっております。あと、団塊の世代が続々と退職してきているということもありまして、それなりに低所得でも年金額が負担割合の所得区分の中で、年額いくらからが1段階ですとか、例えば80万円超えたら2段階ですとかというような感じになっており、年金額のちょっと多めの人も若干増えてきたりしているような状況もありますので、そのへんが総合的に絡み合っってちょっと減額というような状況となっております。

こちらへん生活保護受給者については、今のところ増となっていないという状況となっております。

○ 議長（岩井英明）

よろしいですか。

基本的に各町村の介護の取り組みっていうのは皆それぞれあると思うんで、議員さん含めて各町村の中で少し勉強していきましょう。そういう形の中で一つ。

あと資料的なもの、もし後でどうしても知りたいことは後日また聞いてください。それは直接また送ったりすることはできますので。

○ 議長（岩井英明）

給付係長。

○ 介護保険課介護給付係長（野口智義）

すみません、給付費について最後もう1回だけちょっとお話させていただきます。広域連合



としては施設サービス費が大きいですよって言ったんですけど、実績的には施設サービス費も議員が説明されるように居宅介護サービス費も下がってます。ちょっと事業所的にうまくいってないっていう話も私たちは聞いてますので、そういった事態にならないように全国の優良事例とかですね、情報収集とか提供して関係町村と協力しながら色々考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○ 議員（岩本幹兒）

居宅給付サービスが、このままの状態なら非常に先ほど言ったように心配される面があるので、そこらへんを真剣に取り組んでいただきたい。

○ 議長（岩井英明）

その他質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（岩井英明）

討論を行います。  
討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり。）  
討論なしと認めます。

これより、「議案第9号 令和6年度後志広域連合介護保険事業特別会計予算」を採決いたします。

○ 議長（岩井英明）

お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり。）  
異議なしと認めます。  
したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○ 議長（岩井英明）

以上をもって、本定例会に付議された案件は、全て終了いたしました。  
会議を閉じます。  
これにて令和6年第1回後志広域連合議会定例会を閉会いたします。  
ご苦労様でございました。

閉会 17時22分

上記会議の経過は、書記 波能研人の記載したものであるが、

その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 岩井英明

署名議員 小川 泰樹

署名議員 熊谷 雅幸